

景観法及び景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2  </p> <p>（法第三十三条第五項の政令で定める基準）</p> <p>第二十九条の四 法第三十三条第五項の政令で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 切土若しくは盛土によつて生じる法の高さの最高限度、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度又は木竹の保全若しくは適切な植栽が行われる土地の面積の最低限度に関する制限を、良好な景観の形成を図るために必要な限度を超えない範囲で行うものであること。</p> <p>二 切土又は盛土によつて生じる法の高さの最高限度に関する制限は、区域、目的、開発区域の規模又は予定建築物等の用途を限り、開発区域内の土地の地形に応じ、一・五メートルを超える範囲で行うものであること。</p> <p>三 開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度に関する制限は、区域、目的又は予定される建築物の用途を限り、三百平方メートルを超えない範囲で行うものであること。</p> <p>四 木竹の保全又は適切な植栽が行われる土地の面積の最低限度に関する制限は、区域、目的、開発区域の規模又は予定建築物等の用途を限り、木竹の保全又は適切な植栽が行われる土地の面積の開発区域の面積に対する割合が六十パーセントを超えない範囲で行うものであること。</p> <p>前項第二号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は</p>	

、国土交通省令で定める。

第二十九条の五、第二十九条の八  
略

第二十九条の四、第二十九条の七  
略

改 正 案	現 行
<p>（建築基準関係規定）</p> <p>第九条 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）<u>第三条から第五条まで</u>（<u>広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置の禁止又は制限に係る部分に限る。</u>）</p> <p>三 十六 略</p>	<p>（建築基準関係規定）</p> <p>第九条 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）<u>第六条</u></p> <p>三 十六 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第一条第一項第一号の政令で定める地方拠点都市地域の中心となる都市）</p> <p>第二条 法第一条第一項第一号の地方拠点都市地域の中心となる都市で政令で定めるものは、函館市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市、網走市、苫小牧市、千歳市、弘前市、八戸市、宮古市、大船渡市、水沢市、花巻市、北上市、釜石市、石巻市、古川市、能代市、横手市、大館市、湯沢市、大曲市、鹿角市、米沢市、鶴岡市、酒田市、福島市、会津若松市、水戸市、下館市、結城市、足利市、栃木市、佐野市、小山市、大田原市、前橋市、高崎市、桐生市、太田市、館林市、本庄市、茂原市、東金市、長岡市、上越市、高岡市、魚津市、黒部市、七尾市、小松市、加賀市、羽咋市、武生市、鯖江市、甲府市、富士吉田市、上田市、飯田市、高山市、関市、美濃加茂市、浜松市、沼津市、富士市、豊橋市、豊田市、津市、松阪市、伊賀市、名張市、彦根市、長浜市、近江八幡市、八日市市、福知山市、舞鶴市、姫路市、豊岡市、加古川市、橿原市、橋本市、田辺市、鳥取市、米子市、松江市、浜田市、出雲市、益田市、津山市、笠岡市、井原市、呉市、福山市、山口市、周南市、防府市、徳島市、高松市、丸亀市、坂出市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、高知市、南国市、中村市、宿毛市、土佐清水市、北九州市、久留米市、直方市、行橋</p>	<p>（法第一条第一項第一号の政令で定める地方拠点都市地域の中心となる都市）</p> <p>第二条 法第一条第一項第一号の地方拠点都市地域の中心となる都市で政令で定めるものは、函館市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市、網走市、苫小牧市、千歳市、弘前市、八戸市、宮古市、大船渡市、水沢市、花巻市、北上市、釜石市、石巻市、古川市、能代市、横手市、大館市、湯沢市、大曲市、鹿角市、米沢市、鶴岡市、酒田市、福島市、会津若松市、水戸市、下館市、結城市、足利市、栃木市、佐野市、小山市、大田原市、前橋市、高崎市、桐生市、太田市、館林市、本庄市、茂原市、東金市、長岡市、上越市、高岡市、魚津市、黒部市、七尾市、小松市、加賀市、羽咋市、武生市、鯖江市、甲府市、富士吉田市、上田市、飯田市、高山市、関市、美濃加茂市、浜松市、沼津市、富士市、豊橋市、豊田市、津市、松阪市、<u>上野市</u>、名張市、彦根市、長浜市、近江八幡市、八日市市、福知山市、舞鶴市、姫路市、豊岡市、加古川市、橿原市、橋本市、田辺市、鳥取市、米子市、松江市、浜田市、出雲市、益田市、津山市、笠岡市、井原市、呉市、福山市、山口市、<u>徳山市</u>、防府市、徳島市、高松市、丸亀市、坂出市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、高知市、南国市、中村市、宿毛市、土佐清水市、北九州市、久留米市、直方市、行橋</p>

市、佐賀市、唐津市、佐世保市、諫早市、大村市、八代市、荒尾市、玉名市、宇土市、中津市、日田市、佐伯市、宇佐市、都城市、延岡市、日向市、薩摩川内市、鹿屋市、宜野湾市、名護市及び沖縄市とする。

(資金の貸付けの対象となる施行地区の全部又は一部が景観計画区域に含まれる土地区画整理事業の基準)

第十一条の六 法第一条第四項第五号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる当該土地区画整理事業が施行される区域の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 既に市街地を形成している区域 次に掲げる基準

イ 施行地区の面積が〇・四ヘクタール以上であること。

ロ 街路等で幅員が六メートル(施行地区の面積が五ヘクタール以上の土地区画整理事業にあつては、八メートル)以上のもの新設又は変更に関する事業を含むこと。

ハ 当該土地区画整理事業の施行後における施行地区内の道路、公園、広場又は緑地の用に供する土地の面積の合計が施行地区の面積の十五パーセント以上であること。

ニ 施行地区内の景観計画区域の面積が〇・一ヘクタール以上であること。

二 その他の区域 次に掲げる基準

イ 施行地区の面積が五ヘクタール以上であること。

ロ 幅員が八メートル以上の街路等の新設又は変更に関する事業を含む

市、佐賀市、唐津市、佐世保市、諫早市、大村市、八代市、荒尾市、玉名市、宇土市、中津市、日田市、佐伯市、宇佐市、都城市、延岡市、日向市、川内市、鹿屋市、宜野湾市、名護市及び沖縄市とする。

むじや。

八 当該土地区画整理事業の施行後における施行地区内の道路、公園、広場又は緑地の用に供する土地の面積の合計が施行地区の面積の二十二パーセント以上であること。

二 新たに造成される住宅市街地が施行地区の大部分を占め、又は一以上の住区により構成される住宅市街地が新たに造成されること。

ホ 施行地区内の景観計画区域の面積が〇・一ヘクタール以上であること。

(資金の貸付けの対象となる施行地区の全部又は一部が景観計画区域に含まれる土地区画整理事業に要する費用の範囲)

第十一条の七 法第一条第四項第五号の政令で定める土地区画整理事業に要する費用の範囲は、土地区画整理法施行令第六十三条第一項各号(第八号を除く。)に掲げる費用の二分の一とする。

(法第一条第四項第六号の政令で定める法人)

第十一条の八 法第一条第四項第六号の政令で定める法人は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一・二 略

(資金の貸付けの対象となる保留地の取得に必要な費用の範囲)

第十一条の九 法第一条第四項第六号の政令で定める費用の範囲は、同号

(法第一条第四項第五号の政令で定める法人)

第十一条の六 法第一条第四項第五号の政令で定める法人は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一・二 略

(資金の貸付けの対象となる保留地の取得に必要な費用の範囲)

第十一条の七 法第一条第四項第五号の政令で定める費用の範囲は、同号

の取得に必要な費用の二分の一とする。

(貸付けの条件の基準)

第十四条 法第二条第七項の貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。

一 四略

五 法第一条第三項第二号又は第四項第二号若しくは第六号の貸付けを受ける者は、国又は地方公共団体が、貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、貸付けを受ける者の業務及び資産の状況に関し報告を求め、又はその職員に、貸付けを受ける者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を調査させ、若しくは関係者に質問させる場合において、報告をし、立入調査を受忍し、又は質問に応じなければならぬものとすること。

の取得に必要な費用の二分の一とする。

(貸付けの条件の基準)

第十四条 法第二条第七項の貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。

一 四略

五 法第一条第三項第二号又は第四項第二号若しくは第三号の貸付けを受ける者は、国又は地方公共団体が、貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、貸付けを受ける者の業務及び資産の状況に関し報告を求め、又はその職員に、貸付けを受ける者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を調査させ、若しくは関係者に質問させる場合において、報告をし、立入調査を受忍し、又は質問に応じなければならぬものとすること。

改 正 案	現 行
<p>（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）</p> <p>第三条 法第八条第九項第一号及び第十四条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～三十四 略</p> <p>三十五 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物の保存に係る行為</p> <p>三十六～三十八 略</p> <p>（緑化率の最低限度）</p> <p>第十一条 法第三十五条第九項の政令で定める緑化率の最低限度は、緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度以上であり、かつ、次の各号に掲げる数値のいずれをも超えない範囲内で市町村長が定める数値とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>（報告及び立入検査）</p> <p>第十二条 市町村長は、法第三十八条第一項（法第四十三条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、緑化地域内において敷地面積が法第三十五条第一項の政令で定める規模以上の建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、当該建築物につき、当該建築物の緑化率の最低限度（法第三十五条第一項、第二項、第六項、第七項若しくは第九項の規定により当該建築物に適</p>	<p>（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）</p> <p>第三条 法第八条第九項第一号及び第十四条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～三十四 略</p> <p>三十五～三十七 略</p> <p>（緑化率の最低限度）</p> <p>第十一条 法第三十五条第八項の政令で定める緑化率の最低限度は、緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度以上であり、かつ、次の各号に掲げる数値のいずれをも超えない範囲内で市町村長が定める数値とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>（報告及び立入検査）</p> <p>第十二条 市町村長は、法第三十八条第一項（法第四十三条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、緑化地域内において敷地面積が法第三十五条第一項の政令で定める規模以上の建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、当該建築物につき、当該建築物の緑化率の最低限度（法第三十五条第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定により当該建築物に適</p>



<p>2 略</p>	<p>用される緑化率の最低限度又は同条第四項の規定により許可の条件として付された緑化率の最低限度をいう。）に関する基準への適合又は緑化施設の管理に関する事項に関し報告させることができる。</p>
<p>2 略</p>	<p>用される緑化率の最低限度又は同条第四項の規定により許可の条件として付された緑化率の最低限度をいう。）に関する基準への適合又は緑化施設の管理に関する事項に関し報告させることができる。</p>

改正案

現行

別表（第八条関係） 第三条～第八条 略			別表（第九条関係） 第四条～第九条 略				
二	一	番号	事業の名称	関係条項	番号	事業の名称	関係条項
略	略	略	略	第五条	略	略	第六条
第三条～第八条 略				第四条～第九条 略			

改 正 案	現 行
<p>（許容建築面積の特例）</p> <p>第六条 都市公園に次の各号のいずれかに該当する建築物を設ける場合においては、当該各号に定める当該都市公園の敷地面積に対する割合を限度として、法第四条第一項本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のいずれかに該当する建築物 百分の二十</p> <p>イ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして国土交通省令で定める建築物</p> <p>ロ 景観法（平成十六年法律第百十号）の規定により景観重要建築物として指定された建築物</p> <p>2・3 略</p>	<p>（許容建築面積の特例）</p> <p>第六条 都市公園に次の各号のいずれかに該当する建築物を設ける場合においては、当該各号に定める当該都市公園の敷地面積に対する割合を限度として、法第四条第一項本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして国土交通令で定める建築物 百分の二十</p> <p>2・3 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第八条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十八 略</p> <p>十九 景観法（平成十六年法律第百十号）<u>第十六条第五項及び第六項並びに第二十二條第四項</u></p> <p>二十～二十五 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第八条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十八 略</p> <p>十九～二十四 略</p> <p>2 略</p>

首都高速道路公団法施行令（昭和三十四年政令第二百六十三号）（抄）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十七 略</p> <p>十八 景観法（平成十六年法律第百十号）<u>第十六条第五項及び第六項並びに第二十二條第四項</u></p> <p>十九～二十四 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十七 略</p> <p>十八～二十三 略</p> <p>2 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十七 略</p> <p>十八 景観法（平成十六年法律第百十号）<u>第十六条第五項及び第六項並びに第二十二條第四項</u></p> <p>十九～二十四 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十七 略</p> <p>十八～二十三 略</p> <p>2 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）</p> <p>第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五の三 略</p> <p>五の四 景観法（平成十六年法律第百十号）第二十二條第一項及び第 三十一條第一項の許可</p> <p>六～二十七 略</p> <p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定める ものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げ る法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。） に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（ 昭和四十三年法律第百一号）第三十八條第三項の規定により、なお従 前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関す る工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の 規定により同法第三十八條第三項の規定の例によるものとされるもの を含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 都市緑地法第八条第一項、第十四條第一項、第二十条第一項、第 二十九條、第三十五条第一項から第三項まで及び第五項から第九項 まで、第三十六条、第三十九條第一項、第五十条並びに第五十四條</p>	<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）</p> <p>第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五の三 略</p> <p>六～二十七 略</p> <p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定める ものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げ る法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。） に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（ 昭和四十三年法律第百一号）第三十八條第三項の規定により、なお従 前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関す る工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の 規定により同法第三十八條第三項の規定の例によるものとされるもの を含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 都市緑地法第八条第一項、第十四條第一項、第二十条第一項、第 二十九條、第三十五条第一項から第三項まで及び第五項から第八項 まで、第三十六条、第三十九條第一項、第五十条並びに第五十四條</p>

第四項

五・五の二略

五の三 景観法第十六条第一項及び第二項、第二十二條第一項、第三

十一條第一項、第四十一條、第八十六條並びに第九十條第四項

六〇三十一

2・3略

第四項

五・五の二略

六〇三十一略

2・3略



改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 〓 二十三 略</p> <p>二十四 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項並びに第二十二條第四項</p> <p>二十五 〓 三十 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 〓 二十三 略</p> <p>二十四 〓 二十九 略</p> <p>2 略</p>

改 正 案

現 行

<p>（歴史的風土保存区域内における行為の届出の手續）</p> <p>第一条 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（以下「法」という。）第七条第一項の規定による届出は、府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長。次項を除き、以下同じ。）の定めるところにより、書面を提出してしなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>（歴史的風土保存区域内における行為の届出の手續）</p> <p>第一条 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（以下「法」という。）第七条第一項の規定による届出は、府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）においては、その長）の定めるところにより、書面を提出してしなければならない。</p> <p>2 略</p>
<p>（法第八条第一項ただし書の政令で定める行為）</p> <p>第五条 法第八条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 五 略</p> <p>六 次に掲げる屋外広告物（屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第二条第一項に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。）の表示又は掲出</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>八 日常生活に關し必要な事項を表示する標識その他の屋外広告物又は国土交通省令で営業等のためにやむを得ないものとして定める屋外広告物</p> <p>七・八 略</p> <p>九 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>イ 二 略</p> <p>ホ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げ</p>	<p>（法第八条第一項ただし書の政令で定める行為）</p> <p>第五条 法第八条第一項ただし書の政令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。</p> <p>一 五 略</p> <p>六 次に掲げる屋外広告物の表示又は掲出</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>八 日常生活のために必要な屋外広告物又は国土交通省令で営業等のためにやむを得ないものとして定める屋外広告物</p> <p>七・八 略</p> <p>九 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>イ 二 略</p> <p>ホ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げ</p>

る行為を除く。

(1)・(2) 略

(3) 森林の皆伐又は森林でない竹林で府県知事が指定するものの皆伐

(4) 略

(特別保存地区内の行為の許可基準)

第六条 法第八条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 建築物の新築

イ 八 略

二 次に掲げる建築物については、その規模、形態及び意匠が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

(1)・(2) 略

(3) 景観法(平成十六年法律第百十号)第十九条第一項の規定に

より指定された景観重要建造物の保存のために必要な建築物

(4)・(8) 略

ホ 略

二・三 略

四 工作物(建築物以外の工作物をいい、第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区にあつては、前条第九号ホ(4)に規定する工作物を除く。以下第六号までにおいて同じ。)の新築

イ・ロ 略

八 その他の工作物については、当該工作物が、次のいずれかに該当し、かつ、その規模、形態及び意匠が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

る行為を除く。

(1)・(2) 略

(3) 森林の皆伐又は森林でない竹林で府県知事(指定都市においては、その長)が指定するものの皆伐

(4) 略

(特別保存地区内の行為の許可基準)

第六条 法第八条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 建築物の新築

イ 八 略

二 次に掲げる建築物については、その規模、形態及び意匠が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

(1)・(2) 略

(3)・(7) 略

ホ 略

二・三 略

四 工作物(建築物以外の工作物をいい、第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区にあつては、前条第九号ホ(4)に規定する工作物を除く。以下第六号までにおいて同じ。)の新築

イ・ロ 略

八 その他の工作物については、当該工作物が、次のいずれかに該当し、かつ、その規模、形態及び意匠が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

(1)・(2) 略

(3) 景観法第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物の保存のために必要な工作物

(4)・(10) 略

五 略

六 工作物の増築

イ・ロ 略

ハ その他の工作物については、当該増築が、次のいずれかに該当し、かつ、増築後の工作物の規模、形態及び意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

(1) 第四号八(1)から(8)までに掲げる工作物の増築

(2)・(3) 略

六の二・七 略

ハ 木竹の伐採については、当該木竹の伐採が、次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土を損なうおそれが少ないこと。

イ 略

ロ 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐で、伐採区域の面積が第二種歴史的風土保存地区以外の特別保存地区にあつては一ヘクタール(人工林が相当部分を占める森林で、府県知事が歴史的風土を維持保存する上で必要と認めて指定するものにあつては、一ヘクタールを超え五ヘクタール以下の範囲内で府県知事が指定する面積)以下、第二種歴史的風土保存地区にあつては五ヘクタール以下のもの

ハ 略

九 略

(1)・(2) 略

(3)・(9) 略

五 略

六 工作物の増築

イ・ロ 略

ハ その他の工作物については、当該増築が、次のいずれかに該当し、かつ、増築後の工作物の規模、形態及び意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

(1) 第四号八(1)から(7)までに掲げる工作物の増築

(2)・(3) 略

六の二・七 略

ハ 木竹の伐採については、当該木竹の伐採が、次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土を損なうおそれが少ないこと。

イ 略

ロ 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐で、伐採区域の面積が第二種歴史的風土保存地区以外の特別保存地区にあつては一ヘクタール以下、第二種歴史的風土保存地区にあつては五ヘクタール以下のもの

ハ 略

九 略

(国庫補助金の額)

第十一條 法第十四條第二項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、同項に規定する施設の整備に要する費用の額に二分の一を乗じて得た額とする。

改正案	現行
<p>（法第七条第四項第六号の政令で定める行為）</p> <p>第三条 法第七条第四項第六号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～二十八 略</p> <p>二十九 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物の保存に係る行為</p> <p>三十～三十二 略</p>	<p>（法第七条第四項第六号の政令で定める行為）</p> <p>第三条 法第七条第四項第六号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～二十八 略</p> <p>二十九～三十一 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第九条第四項第五号の政令で定める行為）</p> <p>第七条 法第八条第四項第六号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～二十八 略</p> <p>二十九 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物の保存に係る行為</p> <p>三十～三十二 略</p>	<p>（法第九条第四項第五号の政令で定める行為）</p> <p>第七条 法第八条第四項第六号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～二十八 略</p> <p>二十九～三十一 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条  次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十七 略</p> <p><u>十八 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項並びに第二十二條第四項</u></p> <p><u>十九〇二十四 略</u></p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条  次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十七 略</p> <p><u>十八〇二十三 略</u></p> <p>2 略</p>



改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第四条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 二十二 略</p> <p>二十三 景観法（平成十六年法律第百十号）<u>第十六条第五項及び第六項並びに第二十二條第四項</u></p> <p>二十四 二十八 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第四条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 二十二 略</p> <p>二十三 二十七 略</p> <p>2 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第九条 次の法令の規定については、土地開発公社を、都道府県が設立したもの（都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該都道府県と、指定都市が設立したもの（指定都市が都道府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該指定都市と、中核市が設立したもの（中核市が都道府県及び指定都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該中核市と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十二 略</p> <p><u>十三</u> 景観法（平成十六年法律第百十号）<u>第十六条第五項及び第六項</u> <u>十四・十五</u> 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第九条 次の法令の規定については、土地開発公社を、都道府県が設立したもの（都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該都道府県と、指定都市が設立したもの（指定都市が都道府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該指定都市と、中核市が設立したもの（中核市が都道府県及び指定都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該中核市と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十二 略</p> <p><u>十三</u>・<u>十四</u> 略</p> <p>2・3 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第五条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第一号、第二号及び第七号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十 略</p> <p>十一 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項並びに第二十二條第四項</p> <p>十二 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第五条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第一号、第二号及び第七号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十 略</p> <p>十一 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（広告の規制等に係る許可等の処分）</p> <p>第六条 法第十八条第一項及び第十九条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 六の二 略</p> <p>六の三 景観法（平成十六年法律第百十号）<u>第二十二</u>条第一項及び第 <u>三十一</u>条第一項の許可</p> <p>七 三十一 略</p>	<p>（広告の規制等に係る許可等の処分）</p> <p>第六条 法第十八条第一項及び第十九条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 六の二 略</p> <p>七 三十一 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第三十一条  次の法令の規定については、公社を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一  四十略</p> <p>四十一  景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項並びに第二十二條第四項</p> <p>四十二  四十六略</p> <p>2略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第三十一条  次の法令の規定については、公社を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一  四十略</p> <p>四十一  四十五略</p> <p>2略</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 二十 略</p> <p>二 二十 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項並びに第二十二條第四項</p> <p>二十三 二十六 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 二十 略</p> <p>二 二十 二十五 略</p> <p>2 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第五十七条  次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～二十 略</p> <p>二十一 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項並びに第二十二條第四項</p> <p>二十二～二十六 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第五十七条  次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～二十 略</p> <p>二十一～二十五 略</p> <p>2 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）            第四十七条  次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。            一〇九 略</p> <p>十 景観法（平成十六年法律第百十号）<u>第十六条第五項及び第六項並びに第二十二條第四項</u></p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）            第四十七条  次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。            一〇九 略</p> <p>2 略</p>



改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十二條  次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 四十七 略</p> <p>四十八 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項並びに第二十二條第四項</p> <p>四十九 六十二 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十二條  次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 四十七 略</p> <p>四十八 六十一 略</p> <p>2・3 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 〓 二十一 略</p> <p>二十二 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項並びに第二十二條第四項</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 〓 二十一 略</p> <p>2 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 三十二 略</p> <p>三十三 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項並びに第二十二條第四項</p> <p>三十四 四十一 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 三十二 略</p> <p>三十三 四十 略</p> <p>2 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）                      第十六条 次に掲げる法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。                      一～五 略</p> <p>六 景観法（平成十六年法律第百十号）<u>第十六条第五項及び第六項並びに第二十二條第四項</u></p>	<p>（他の法令の準用）                      第十六条 次に掲げる法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。                      一～五 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十四条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 十二 略</p> <p>十三 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項並びに第二十二條第四項</p> <p>十四・十五 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十四条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 十二 略</p> <p>十三・十四 略</p> <p>2・3 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第三十四条  次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一  二十二 略</p> <p>二十四  景観法（平成十六年法律第百十号）<u>第十六条第五項及び第六項並びに第二十二條第四項</u></p> <p>二十五  二十九 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第三十四条  次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一  二十三 略</p> <p>二十四  二十八 略</p> <p>2 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十 略</p> <p>十一 景観法（平成十六年法律第百十号）<u>第十六条第五項及び第六項並びに第二十二條第四項</u></p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十 略</p> <p>2 略</p>

改正案	現行
<p>（都市・地域整備局の所掌事務）</p> <p>第七条 都市・地域整備局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十略</p> <p>十一 景観法（平成十六年法律第百十号）の規定による良好な景観の形成に關すること（他局の所掌に屬するものを除く。）。</p> <p>十二 二十八略</p> <p>2 下水道部は、前項第二十五号に掲げる事務（下水道の災害復旧事業に係るものにあつては、工事の指導に關することに限る。）をつかさどる。</p> <p>（都市計画課の所掌事務）</p> <p>第八十七条 都市計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 略</p> <p>二 景観法の規定による良好な景観の形成に關すること（他局並びに下水道部及び公園緑地課の所掌に屬するものを除く。）。</p> <p>三 五略</p>	<p>（都市・地域整備局の所掌事務）</p> <p>第七条 都市・地域整備局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十略</p> <p>十一 二十七略</p> <p>2 下水道部は、前項第二十四号に掲げる事務（下水道の災害復旧事業に係るものにあつては、工事の指導に關することに限る。）をつかさどる。</p> <p>（都市計画課の所掌事務）</p> <p>第八十七条 都市計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 略</p> <p>二 四略</p>